# 平成27年(2015年) 9月紀北町議会定例会会議録 第 4 号

招集年月日 平成27年9月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年9月18日 (金)

応招議員

1番 大西瑞香 2番 原 隆伸

3番 奥村 仁 4番 樋口泰生

5番 太田哲生 6番 瀧本 攻

7番 近澤チヅル 8番 入江康仁

9番 家崎仁行 10番 玉津 充

11番 奥村武生 12番 東 篤布

13番 東 清剛 14番 平野隆久

15番 中津畑正量 16番 平野倖規

(うち遅刻議員)

12番 東 篤布

(うち早退議員)

12番 東 篤布

不応招議員

なし

# 地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町	長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理	!者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財 政 課	長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企 画 課	長	中場幹	税務課長	中村吉伸
住 民 課	長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理調	長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光調	長	濵田多実博	建設課長	植地俊文
水道課	長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育	長	村島赳郎	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習謂	長	宮原俊也	監査委員	松永 剛

# 職務の為出席者

議会事務局主幹奥村能行書記奥川賀夫書記上野隆志書記中野洋二

提出議案 別紙のとおり

# 会議録署名議員

6番 瀧本 攻 7番 近澤チヅル

**議事の顛末** 左記のとおりを記載する。

#### 東清剛議長

皆さま、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けております。

また、本日も奥村議会事務局主幹が、議会事務局長代理をいたします。

それに伴い、総務課中野係長を書記として出席させておりますので、ご了承願います。

# 東清剛議長

ここで少しお時間をいただきまして、尾上町長より、チリ中部沖で発生した地震による 津波の状況について、報告の申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

ただ今、議長からお許しをいただきまして、チリ中部沖で発生した地震に伴う津波について、ご報告をさせていただきたいと思いますが、まずこの服装についてございます。ただ今、災害対策本部を設置中でございますので、議長のお許しを得まして、防災服で出席をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

現在、三重県南部に発表されております津波注意報について、ご報告をいたします。

昨日、午前7時54分ごろ、南米チリ中部沖で、マグニチュード8.3の巨大地震が発生を いたしました。この地震に伴いまして、気象庁は本日、午前3時に三重県南部を含む太平 洋沿岸などに津波注意報を発表いたしました。

紀北町を含む三重県南部の津波到達時刻は、第一波が午前6時30分ごろで、1mの津波が予想されておりましたが、8時3分、尾鷲港で10cmが観測されているところでございます。この津波注意報への対応でございますが、午前3時の発表後、ただちに町災害対策本部を設置いたしまして、本部長である私のほか副町長、教育長、課長等、総勢40名の体制を整えました。

また、紀北町消防団につきましても、昨日、夕方から樋門を閉鎖するとともに、約80名

体制で本日、午前5時から海岸付近の警戒にあたっていただいているところでございます。 また、町民の皆さまにはJ-ALERTによる津波注意報のお知らせのほか、防災行政無 線を通じまして、注意喚起の放送を繰り返し行っているところでございます。

なお、被害の状況につきましては、現時点において報告を受けておりません。 以上、取り急ぎご報告を申し上げます。

#### 東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。 議事運営上、議事日程の朗読は省略することといたしたいと思いますので、ご了承くだ さい。

#### 日程第1

# 東清剛議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 瀧本 攻君

7番 近澤チヅル君

のご両名を指名いたします。

#### 日程第2

# 東清剛議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各 常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 玉津充君。

#### 玉津充総務産業常任委員長

おはようございます。

平成27年9月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、 審査の経過と結果について報告します。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月9日、水曜日、午前9時30分から 第1委員会室におきまして、委員7名出席のもとで開催しました。

説明のために出席した者は、財政課、企画課、税務課、農林水産課、建設課、危機管理 課、学校教育課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会おいて付託されました案件は、

議案第53号 新町建設計画の変更について

議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例

議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告します。

まず、議案第53号 新町建設計画の変更についての審査を行いました。

質疑に入り、委員から変更箇所について、本議会の前に資料をいただいて見せていただ きましたが、訂正があったものも含めて、具体的な数値の変更等については、よくわかり ますが、それ以外の文面に関して変更する予定があるのかないのか。できあがるまでに微 調整があるのかないのかということに関して、お伺いしますとの質疑に。

現時点では、県との協議も完了しており、変更の予定はありませんとの答弁でした。

次に、新町建設計画について、合併特例債が5年間延長したことから発生したものですが、金額についての変更がありますか。現在の合併特例債の発行率について、もう1つ地域振興基金の積み立てについて、計画期間が15年になったことによって、5年間延長になったのかについて、お答えくださいとの質疑に。

5年間は起債を借りる期間が延長になったということであって、発行可能額については変更ありません。財政課の調べによると、合併特例債の発行可能額は、建設事業については約71億円、基金の積立については約11億円、あわせて82億円程度の発行が可能ということで、これに変化はありません。基金については、今年度で積み立てが終わりますので、今後はありません。合併特例債の発行率については、平成27年度末で借入済予定額が積立

も含み、約40億1,800万円となっており、発行可能額の約50%ですとの答弁でした。

次に、議案書の23ページ、第7章 公共的施設の統合整備について、後半部分の施設の 再利用が困難な公共施設については、除却を進めますとあります。全て除却してしまうと いうことではないと思いますが、現在どれぐらいの空き施設があるのですかとの質疑に。

この計画については、具体的な施設等についての調査は行っていません。起債は一般的に後に残るものに対して借入ができるものですが、今回、地方財政法が改正され、これまで借入ができなかった除却も対象になるということになり、今後そのようなことも発生するのではないかとの想定のもと、この文言を追加しましたとの答弁でした。

次に、議案書6ページ、4節に人口と世帯について書かれていますが、今回、10年間の計画期間を終え、15年の計画に変更するということで、過去5年間で減少しているということだけを記載しており、それをどのように対応するのかということが記載されていません。例えば人口が減少し、若者がいなくなったのなら、企業誘致を行うなどの工夫についても記載されておらず、過去の実績ばかりで5年間延長したことによるメリットやデメリットが感じられません。課長としてはいろいろな面について、合併特例債をいかに満額使えるようにということを考えて、我々に提示していただいてもいいのではないかと思います。今回の10年間の計画期間で達成できなかったことを、次の5年間で達成していくという考えを持っているのではないかと推測しますが、いかがですかとの質疑に。

前段部分については、新町の概況という部分ですので、数字については記載のとおり変更しています。施策等については一部を除き変更していませんが、本則の25ページから第5章 新町の施策の部分で、各部門に応じての事業が掲載されています。各課からも新しい事業を集め県に確認し、現状の文言の中でほとんどの事業を網羅しており、起債の借り入れも可能であるとのことでした、との答弁でした。

次に、それはこれまでの10年間においての話であり、次の5年間はこれまで以上のことを、町としては考えているということ。新たな考えを明記してもよいのではないかと思います。延長した5年間について、いかに合併特例債を有効に使うのかということを考えていただきたい。現在、日本の企業は仕事もなく、銀行もお金を貸してくれない中、このような有利な借入はほかにありません。公共団体だからできることですから、有効に使わないといけません。これを町民に分け与えるということを考えていただきたい。次の5年間の計画に、計画を変更してでも取り入れていくべきです。先ほど言った企業誘致について、これまで紀北町は成功した例がない。高速道路を有効に使って、何かの企業誘致をするこ

とが必要ではないですかとの質疑に。

企業誘致等についても最初の計画に積極的な企業誘致を実施する旨が記載されており、 ここで読みとれるということで進めていますとの答弁でした。

次に、どのような企業誘致をこの10年間行ったのか、明記してくださいとの質疑に。

計画自体は最初の合併協議会で行っていただきましたが、この10年間で全ての事業を実施できているわけではありません。今回、追加したのはスポーツ交流に関する部分等です。 各項目については文言で記載していますので、それについて今後とも進めていきたいと思いますとの答弁でした。

次に、スポーツ振興については、庁舎の玄関に入賞者の名前を貼り出してあり、民宿のお客さんも増えたが、それによって町の税収は増えたのか。また、民宿の利潤は増えたのかについては定かではないと思います。これはあくまでも例の1つであって、そのような例は1つや2つではなく、いろいろな面において借入可能な80億円に見合うような、町の財政が豊かになるようなことをしなければならないと思います。基金を積み立てるだけでなく、町民に分け与え、町民からそれを戻してもらうような施策を考えていただきたいと思いますがとの質疑に。

委員が言われたことを肝に命じて、頑張っていきたいと思いますとの答弁でした。 ほかに3件の質疑、答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論はなく、採決に入り全員賛成。よって、本案は 原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の審査を行いました。

質疑に入り、委員からこの条例の3条に書いてある幼稚園における預かり保育の内容は、 学校教育法に基づかない託児方法によるものとするという文言がありますが、これを入れ た理由はなんですかとの質疑に。

この預かり保育における保育に関して、幼児の心身の負担に考慮することということが うたわれていますので、そちらを注視して預かるという方法を決定しました。学校教育法 第22条は、幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、 幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的と する、というものですとの答弁でした。

次に、これを外すということはどういうことになるのですかとの質疑に。

学校教育法に基づくとは、目的を実現するために、年間、月間、毎日のプログラムを立

案し、それを基に教育活動を行うということです。預かり保育については、一部の園児が 対象となりますので、教育活動ではなく託児方法を選択していますとの答弁でした。

次に、この条例の一時預かり保育は、第2条で預かり保育の対象者は、幼稚園が実施する教育時間終了後となっているのですから、幼稚園に入園している子どもが対象ですね。 まずその辺りのスタートからしっかり説明しないといけない。終了後に一時預かりをする わけですよね。今、幼稚園は長島と海山にもあるのですか。それぞれの就園児は何人ですかとの質疑に。

一時預かりの対象者は、町立幼稚園在園児のみです。海山区に船津幼稚園があって、在園児は3名です。紀伊長島幼稚園は24名ですとの答弁でした。

次に、国の子育て支援法の中で、取り決めてということなんですけれど、今回、条例を 定めるわけですから、それなりに希望者があったのですかとの質疑に。

一時預かりの要望について、幼稚園に対する全体的な要望アンケートを3月に実施しました。その際に、23名の方が保育時間を長くしてほしいという回答でしたとの答弁でした。 次に、預かり保育を実施するということは、教諭にも負担がかかります。昔から4時間でないと教諭に負担がかかると聞いていました。紀伊長島の場合は、多少時間が延長されているように思います。そのことについて説明をお願いしますとの質疑に。

今回の対象はやむを得ない場合のみですので、毎日預かり保育を実施するわけではありません。新しく保育士等を雇用して対応するということは考えていません。また、託児方法による保育ですので、教員に対する負担は少ないと思っていますので、現職員で対応したいと思っていますとの答弁でした。

次に、実際一時預かり事業を希望されている人はいるのですかとの質疑に、紀北町子ども・子育て支援事業計画が策定されていますが、その際にアンケート調査をしています。 町福祉保健課が中心に行ったものですが、その中で一時預かりが実施されたら、28%の方がやむを得ない場合は利用したいと回答していますとの答弁でした。

次に本会議の際に、規則で細かいことは定めるということでした。条例第2条の傷病、 災害、事故等で一時預かりが必要になった際、申込みがあった場合に、期間的に長い場合 と短い場合があると思います。しかも、第2号で園長が特に必要と認める園児、これは病 気、災害、介護等の理由の確証をとって預かってもらうのですね。保育時間をもう少し時 間を長くしてもらえないか。共働きをしているのでという要望も、今までもあったと思い ます。それに関係なく園長が特に必要と認める場合というのは、園長としても非常に迷う と思います。必要と認めて、どんどん拡大解釈してしまったら、とんでもないことになります。その考えはどうするのですかとの質疑に。

第2条の傷病、災害という条件の詳細な取り決めはしていないといけないと思います。 4月1日まで少し期間がありますので、教育委員会、教育長、園長、教諭等で協議をしていきたいと思います。長期に及ぶ場合については、保育園の園長先生の意見を聴きながら協議してきました。長期における場合ですと、保育に欠けるという認定も必要な場合があると思いますので、今回の一時預かりでは長期は想定していませんとの答弁でした。

次に、在園期間が1年なので、一時預かりも最長で1年ということは、保護者の方の都合で、こういうことがあった場合には、やむを得ないことで一時預かりをするわけですから、その判断はきちんとしておかないと、半年でも預かってくださいと。下手をしたら1年でもお願いしますということになってはいけないわけです。そこについて、規則でどこまで定めるのか。きちんとしていただかないといけないと思いますがとの質疑に。

保育園の園長先生方からアドバイスをいただいた際にも、期間についてはいろいろな協議を重ねていました。教育委員会としては仮に看護、介護をする場合でも、3カ月に及ぶような場合は、長期になると判断しています。3カ月に及んだ場合、保育に欠ける期間として判断できるということができますので、一時預かり保育の対象外と思っていますとの答弁でした。

次に、私たち議員には表に出てこないから、規則まではわからないわけです。そこのところはきちんとしていかないといけないのではないですか。保護者の方は1時間でも30分でも延ばせないかということを、私たちにも聞いています。そこの歯止めを規則で決めるかですが、園長が特に必要と認めるという部分については、緊急のときもあるでしょうけど、きちんと歯止めできるような規則にしていただきたいのですがとの質疑に。

今いただいた助言を基に規則、要綱できちんと決めたいと思いますとの答弁でした。

次に、1点目は条例をつくるにあたって、将来、幼保一元化を考えているのですか。も う1点は、保育園では保育士、幼稚園では教諭の資格が必要ですが、一時預かり保育に関 して、現状の資格で可能なのか。資格が2つ要るのか答弁いただきたいとの質疑に。

現段階では、幼保一元化ということは想定していません。資格については紀伊長島幼稚園の園長、船津幼稚園の園長は保育士、幼稚園教諭の両方の資格を持っています。また、職員に関しても保育士資格を取得することをはじめていますとの答弁でした。

ほかに13件の質疑、答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論はなく、採決に入り全員賛成。よって、本案は 原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑に入り質疑はありませんでした。

討論に入り討論はなく、採決に入り全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべき ものとして決定しました。

次に、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに財政課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

委員から養殖ヒロメのことをもう少し詳しくお聞きしたいのと、特産品のふるさと納税 のことをもう少し詳しくお聞きしたいとの質疑に。

養殖ヒロメについては、広域連合で尾鷲市と一緒になって、東紀州ヒロメ養殖協議会へ補助金を出すというものです。事業内容等の詳細は担当課でないので把握していません。 ふるさと納税の関係ですけど、96万6,000円に関しては特産品が決定してきましたので、カタログ製作を行ってPRを行うものです。これを約1万枚作成します。配付方法としては、三重テラスで紀北町フェア、観光協会、きほく倶楽部会員等への配付をしようとするものですと答弁でした。

次に、12ページの積立金 3 億2,988万5,000円ですけど、追加説明でおっしゃったことを書いた書類はありますか。それから、財産管理費、委託料908万円の中の固定資産台帳の作成のことですが、以前から導入すべしということで、国のほうからたぶん各市町村へ、いわゆる複式簿記という形での作成は言われていると思います。数年前にお聞きしたことがあるのですが、まだこの固定資産関係がうまくいっていないので、作成に至らないという返事をいただいておりまして、最終的にはいつごろをめどに公会計の書類ができあがってくるのか答弁していただきたいとの質疑に。

基金については基金状況表を作成しています。地方公会計に基づく財務書類については、 平成29年度の決算分までに作成する予定ですとの答弁でした。

次に、先ほどの基金管理事業の資料はいただけるのかという答えと、平成29年度のことですが、固定資産台帳をつくるのが一番問題だと聞いていましたので、ほかの財務書類をつくるにあたって、まだ予算をかけてつくらなければならない書類関係は残っているのか

答弁をお願いしますとの質疑に。

統一的な基準によるシステム自体は、国のほうから無料で提供いただけるということですけど、新基準マニュアルに沿った固定資産台帳の整備というのが、今回の費用です。町の財務会計のデータを総務省システムに取り込むためのシステム改修が必要となる場合は、費用が要ると思われます。基金状況の資料は後で配らせていただきますとの答弁でした。

資料としまして、平成27年度末における基金残高の状況表を配付させていただいております。

以上で、財政課分の質疑を終了いたしました。

次に、税務課所管分について審査を行いました。

質疑に入り、委員から税務総務費委託料の軽自動車税関係のシステム改修について、詳しく説明してくださいとの質疑に、軽自動車税については、平成28年度から13年経年の重課やグリーン化特例を導入することとなりましたが、現在、全国の市町村においては軽自動車の初回検査年月、燃費性能や燃料の書類等を確認する資料を持ち合わせていないため、軽自動車を適切に課税するために、新たなシステム構築が必要となりました。今回の予算については、税制改正に伴う軽自動車税の経年車重課割合やグリーン化特例に対応するためのシステム改修に要する経費ですとの答弁でした。

次に、この改正で電気自動車がどのような扱いになりますか、具体的な金額と登録台数 を教えてくださいとの質疑に。

電気自動車については、軽自動車の規格のものが対象ですが、平成17年排出ガス基準75%低減達成車で、電気自動車等の場合は、自家用が2,700円、営業用が1,800円となります。また、電気自動車の登録台数については、システム改修後でないと把握できませんとの答弁でした。

次に、現在、電気自動車やハイブリッド車などを所有している町民が申請すれば、来年度以降の軽自動車税の軽減は受けられますかとの質疑に。軽自動車のグリーン化特例については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、新規取得した軽自動車で排ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を概ね25%から75%軽減するものです。この期間以外で、取得された車両については軽減対象にはなりませんとの答弁でした。

以上で、税務課分の質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について審査を行いました。

質疑に入り、委員から19ページ東紀州ヒロメ養殖協議会への補助金について、協議会の趣旨、構成員等の詳細を説明してくださいとの質疑に。

この事業については、事業補助金100万円の増額となっています。内容は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で、地方創生先行型交付金を活用し、東紀州ヒロメ養殖協議会に対し補助を行うものです。この事業は広域連携型の事業で、尾鷲市、紀北町の1市1町で連携して補助を行うものです。この内容はヒロメ養殖に関する基礎データ等を得るための成分分析、養殖環境調査等に関する機器の購入、レシピの開発、養殖ヒロメの販売促進を行うものです。全体事業費は200万円を見込んでおり、尾鷲市、紀北町それぞれ100万円を補助するものです。財源としては地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を充当し、国の100%補助です。東紀州ヒロメ養殖協議会の構成員は、海野漁業協同組合、大曽根漁業協同組合、尾鷲漁業協同組合、海野ヒロメ研究会、早田ヒロメ研究所、エフティアクア有限責任事業組合、紀北町、尾鷲市、三重県で協議会を立ち上げていますとの答弁でした。

資料としまして、東紀州ヒロメ養殖協議会規約を配付させていただいております。

次に、歳出18ページ、林道・治山関係事業の予算計上額406万4,000円、歳出19ページの 漁港管理事業について、詳細説明をお願いします。また、台風15号での流木の原因、処理 状況、赤羽川の濁り等の今後の対応について説明をお願いしますとの質疑に。

今回の補正予算に計上している災害関係の予算は、平成27年7月の台風11号による復旧費用としての予算計上であり、台風15号によるものではありません。林道・治山関係事業406万4,000円については、修繕費200万円の増額、事業委託料206万4,000円の増額計上となっています。修繕費は町内の林道に小規模な土砂の崩落や路面流出が生じたので、これを修繕するための費用です。また、舗装に関しては経年劣化等により舗装が損傷し、地区からも修繕要望があがっている路線において、応急的に修理を行うものです。事業委託料については、道路の通行に支障を来している町有林等の支障木の枝等を伐採するための委託料です。

漁港管理事業については、修繕費に121万5,000円の増額、工事請負費124万2,000円の増額の予算計上です。修繕については台風11号により島勝漁港に流木等が漂着し、これを処理するための費用です。また、海野漁港においては、高波等により海野漁港の西側、宮前川河口付近に土砂が堆積し、地元からも早急の撤去要望があり、必要が生じたための予算計上です。工事請負費については、海野漁港の宮前川加工付近の山林に一部、小崩落があ

り河口が閉塞し、非常に危険な状態となり、本会議でも説明させていただきましたが、以前、浸水被害を引き起こす原因にもなったため、早急に撤去する必要が生じたための予算です。また、台風15号での町内5漁協での流木等の漂着ごみはありませんでした。

赤羽川の状況については、台風11号以降、上流域も確認しています。赤羽川、三戸川上流には立ち枯れ木が多く存在し、これらが流木となって下流域、海域へ流出しています。こうした中、三重県においては昨年度より、みえ森と緑の県民税を財源とした、災害緩衝林整備事業を行っています。紀北町においても、みえ森と緑の県民税を財源として、河川周辺森林立枯木整備事業を予定しているところです。これらの事業で全ての発生する対策ができるとは考えていませんが、今後、特に中流域等でみられる流木、立枯れ木等においては、河川管理者にも連絡等を行い、対処の方向性を協議していきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、平成16年災害の立ち枯れ木が流木となって、流出している現状もあると思うが、 町だけで対処できる問題ではないので、国、三重県と連携し、長期的に働きかけてよい環境づくりを進めていってほしい。濁水に関しては漁業への影響も懸念されるので、これらの状況を踏まえ取り組んでいってほしいのだがの質疑に。

立枯れ木に関しては、町長も非常に懸念しているところで、今年度より、みえ森と緑の県民税を財源として、河川周辺森林立枯木整備事業に取り組んでいます。また、濁水については発生源としては、鍛冶屋又川かあげられるのではないかと思います。この対策としましても、現在、国、三重県が渓間工として、谷止工を整備しているところで、これも町長からの途切れのない対策として要望し、順次整備していますとの答弁でした。

次に長島港への立枯れ木の流出については、多くの漁業者から山林所有者も何か施策を講じてほしいとの要望も出ている。山林を守る観点から植栽を進めてはどうかとの質疑に、長島港については港湾施設であるため、私からの詳細説明は控えさせていただきますが、農林水産課としては、水産業の側面、林業の側面がございます。水産業の側面からも山の対策、ひいては林業の振興が大切ではないかと考えています。漁業者の山への植樹は過去三浦漁協で行っていましたが、当時の長島漁協、海山漁協で植栽事業を行っていたかどうかは承知していませんとの答弁でした。

歳出19ページの漁港管理費の修繕料について、本会議で費用を要したとの説明がありま したが、本来の予算執行は、予算計上をして議決後、執行するのではないか。予算議決前 に執行したということなのかとの質疑に。 漁港管理費の修繕料に予算がない場合は、議決後の予算執行が本来ではありますが、漁港管理においては、当初予算で既に議決の予算がありましたので、目内の流用で先に対処させていただいたという意味ですとの答弁でした。

次に、現在、鍛冶屋又の堰堤等の状況を説明してくださいとの質疑に、鍛冶屋又の対策については、平成23年12号台風で発災しています。その後、平成24年度に三重県が谷止め工を1基、国が谷止め工を2基、そのうち1基がスリットダムとなっています。その後、三重県が谷止め工を1基設置し、合計4基が整備されています。今後、三重県が2基設置する予定となっており、完成年度は平成31年となっていますとの答弁でした。

次に、今後の整備も含めて6基設置されますが、これで濁水への効果はいかがでしょうか。濁水防止は要望し続けていくべきではないかとの質疑に。

町長も委員と同じ気持ちであり、随時、要望も行っていますとの答弁でした。

ほかに4件の質疑、答弁がありました。

以上で、農林水産課分の質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について審査を行いました。

質疑に入り、委員から8ページの国庫支出金、9目・災害復旧費補助金1,213万3,000円の詳細について説明してくださいとの質疑に。

詳細については、補助率が事業費の3分の2となり、事業費は1,820万円×3分の2で、1,213万3,000円となります。1,820万円の内訳については、今回の補正分で災害復旧費にあたる本復旧の金額は1,800万円、被災当時に町道の車両等の通行を早急に行わなければいけないということで、車両の通行を確保するための応急工事を行いました。その中の立木処理20万円が、国補事業の補助対象となり、1,800万円と20万円で1,820万円となり、そ3分の2の補助となっていますとの答弁でした。

次に、総額で1,800万円となっているが、1箇所で1,800万円となるのか、詳細を説明してくださいとの質疑に。被災箇所は町道矢口大根1号線で1箇所です。復旧延長は50mで、内訳については土工として、堀削工、残土処理工、法面整形工があり、次に法面工とコンクリート吹付工、植栽工など、仮設用防護柵工、立木伐採・除根等の処理に加え、舗装復旧などの復旧工事にあたり1,800万円の予算を計上しましたとの答弁でした。

以上で、建設課分の質疑を終了しました。

次に危機管理課分については、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

委員から津波避難タワーの国庫補助金を減額していますが、経緯を説明してくださいと

の質疑に、この国庫補助金については、事業費9,500万円の3分2の補助で6,330万円を予算計上しています。国に補助申請をしましたが、多数の市町村が補助申請をし、申請額が国の予算枠を超えたため、補助対象事業費が減額され、国庫補助金額が3,480万円となりました。継続事業であれば、事業費を調整して事業を行えますが、津波避難タワーは単年度事業のため不足分は起債で補うことになります。必要な事業ですので、補助金ありきで建設を考えていたのではなく、昨年度までは合併特例債を財源と考えていましたが、国庫補助金が使えるということで、一部国庫補助金を財源としていますが、減額に伴い、減額分は合併特例債で補うということになりますとの答弁でした。

次に合併特例債は限度額もあるので、安易に考えてはいけないと思います。申請が遅れたため減額されたというわけではないのですか。また、国が一律に各市町村に対して減額を行ったのですかとの質疑に。

申請については、4月下旬に行い、三重県がとりまとめて申請を行っていますので、申請が遅れたことはありません。国の予算枠以上に申請があったためですとの答弁でした。

次に、申請を前年度から行っていたらよかったのではないですかとの質疑に、昨年度についても、国庫補助金については減額があったと聞いています。国の予算枠と市町村から申請額により調整されますので、ご理解くださいとの答弁でした。

ほかに2件の質疑、答弁がありました。

以上で、本委員会所管分について、全ての質疑を終了いたしました。

討論に入り討論はなく、採決に入り全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

#### 東清剛議長

以上で、総務産業常任委員長の委員長報告を終わります。

#### 東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

10時35分まで休憩いたします。

(午前 10時 20分)

#### 東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

# 東清剛議長

次に、教育民生常任委員長 家崎仁行君の報告をお願いいたします。 家崎仁行君。

# 家崎仁行教育民生常任委員長

おはようございます。

平成27年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、 審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月10日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名の出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)

議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)

議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分について

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請 願書

請願第6号 防災対策の充実を求める請願書

の議案7件、請願案件4件、合計11件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。内容説明はありませんでした。

質疑に入り、委員より32ページ附則の施行日ですが、平成28年1月1日から施行となっていますが、個人番号通知カードについて、10月5日に配付されますが、同じ施行日でよろしいですか。それと、年内はないであろうということですが、もしあった場合、この条例に定めなくても、規定で500円を徴収することになりますかとの質疑に。

課長より、通知カードについては、10月5日時点の住民票のある方に対し、配付されることになっています。通知カードも個人番号カードも初回の手数料は無料です。今回、議案上程しているのは、再交付についてのものです。1月以降に再発行、手数料を徴収することといたしました。年内は無料ですとの答弁がありました。

委員より32ページ、33ページの印鑑証明のことと、マイナンバーカードのことを聞きたいのですが、これまで規定のなかった紛失した場合の手数料を新たに加えていますが、なぜ新しく規定したのですか。それから、通知カードについては委員が言われたように、年内であれば無料ということですか。そして、来年から再発行する時に、個人番号カードをなくした場合、何が必要になりますか。運転免許書のような自分を証明するものが必要ではないかと思いますが、いかがですかとの質疑に。

課長より印鑑登録証のことですが、先日、本会議で説明しました印鑑登録証をなくしたとして、年間183件もありました。次にマイナンバーカードの再交付の手続きですが、まだ再交付前なので、詳しい内容は通知されていません。カードをなくした場合は、問い合わせできるコールセンターがあり、そこに紛失したことを連絡していただく仕組みになっています。再交付申請時に何を持ってくるかについては、詳しくはまだわかりませんとの答弁がありました。

また、委員より、もしカードをなくした場合には、コールセンターにただちに連絡する 旨を通知カードの送付のときにお知らせすることが、住民としては安心だと思いますが、 いかがですかとの質疑に。

課長から通知カードに同封されている説明書きの案の中に、再発行の手続きのことが少し記載されています。24時間365日のコールセンターを設置していますので、まずそこに連絡してくださいとの旨、記載されています。もちろん役場にも連絡していただいて結構

ですとの答弁がありました。

また、委員より年金関係については、平成29年1月1日ということで、1年遅れになったと思いますが、そのことについて国からどのように聞いていますかとの質疑に。

課長より年金とマイナンバーがいつから連携するかについては、国は十分整理されていないのか、確定情報が入ってきていません。委員から説明のあった情報ぐらいしか、当方も入手していませんとの答弁がありました。

また、委員より政府公報の13ページ、14ページに掲載されていることについては、これは企業等が従業員のマイナンバーを管理し、税金とか申告に個人番号を載せて利用していくということですが、各企業の管理体制の指導といった面について、町としてはどのようなことをしているのかとの質疑に。

課長からマイナンバーの全ての分野を住民課が担当しているわけではありません。例えば企業に関することは情報があまりないのですが、住民課の業務としては、住民の皆さまに番号を付けさせていただくといったことの担当部署ですとの答弁です。

委員より個人番号カードを申請する時に、基本的には顔写真を付けますが、例えば顔写真を付けずに申請させてほしいといってきた時、作成は可能ですかとの質疑に。

課長より申請方法は数通りありますが、国が推奨しているのは通知カードを送った際に、配付されている申請書に記入していただき、顔写真を貼り、返信封筒で役場を通さずに送付していただきます。写真がなければ受付することはできないので、写真をとってきていただきたと思います。一度帰っていただくことになりますとの答弁がありました。

また、委員より例えば高齢者が通知カードをなくした場合、有料で再交付をするということですが、再交付せずに番号を入手する方法はありますか、またカードがどこにいったかわからない方も出てくると思うので、番号を知る方法としては再発行しかないのかお聞きいたしますとの質疑に、課長より、今後、役場の関係書類でマイナンバーを記入してくださいといった書類が増えてくると思います。通知カードをなくして、マイナンバーがわからなくなった方については、方法としてマイナンバーが記載された住民票を入手いただくと、番号が確認できます。住民票についてはマイナンバーに変わる証明書として、添付書類に使えませんが、マイナンバーの番号が何番であったか、手数料を払っていただけば確認することはできます。それが1つの方法ですとの答弁がありました。

また、委員より居住情報登録申請書の件ですが、申請書を出していないと通知カードが 届かないということだと思います。それさえも届出しなかった方が可能性としていると思 います。そういった方への対処の仕方はどういうふうにされるのか。広報では8月24日から9月25日までに申請することになっていますが、それでも申請しなかった方に対して、 どのような対応をするのか答弁を求めますとの質疑に。

課長より病院については国のほうから説明するとしています。介護事業所に長期に入所されている方について、当方からやむを得ないということの文書に申請書を付け、送付する対処をしています。そういったことを何らされない方については、住民票のあるところに通知されるので、それに、もしいない場合、例えば、旅行に行かれた方もいると思いますが、もし受け取りができない場合は、簡易書留なので、まず郵便局の不在通知が入るそうです。それから、不在通知で確認していただき、郵便局に自分で連絡していただくとお届けいたしますかといったやり取りになると思いますとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論・採決に入り、反対討論として、委員より先ほどから説明でも見切り発車のような事務のことも、担当課でさえ詳しいことがわからないし、また、ましてそれが住民の利益にどうつながるかということもわかりません。せめて年金機構が原因で究明されて整理されるまで、延ばすべきだと考えます。国の受託事業ではありますので、反対討論とさせていただきます。

また、賛成討論として、委員より手数料の設定が適正であるのか議論をするのであって、 制度は国が決めたことですから、それがいろいろ波及していますので、反対しようがない と思います、法治国家ですから。我々は手数料が妥当かどうか議論するべきであって、ほ かに波及していると思います。私はこの料金については妥当だと思いますとの賛成討論が ありました。

採決に入り、賛成多数、よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いた しました。

次に、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)、住民課分の審査を 行いました。

委員より、マイナンバー制度にかかる一般管理費の補正額の財源内訳のうち特定財源の そのほかに記載されている 3 万2,000円はなんですかとの質疑に。課長より特定財源その 他の 3 万2,000円ですが、総務手数料の 3 万2,000円であり、再交付の手数料をこの事業に 充当するものでありますとの答弁がありました。

次に、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)、福祉保健課分の審査を行いました。

内容説明の後、質疑に入り、14ページ小山浦の児童公園のすべり台の撤去費用ということですが、どういう経緯で撤去するか。また再度、設置するのかどうかお伺いいたしますとの質疑に。

課長より、撤去の理由ですが、老朽化いたしまして、階段とかすべり台の部分が劣化してきました。危険ですので、その部分をロープで上がれない状況にしています。それから、更新の関係ですが、自治会長ともお話させていただいております。まず撤去させてほしいということと、更新に関しては費用も結構かかりますので、今後の検討課題にさせてくださいとの答弁がありました。

質疑に入り、委員より事業委託の344万8,000円についての委託先は決まっていますかとの質疑に。課長から委託先については基本的に2年前に廃棄物の検討支援業務をお願いしました三重県環境事業団が精通しているということでお願いすることを検討していますとの答弁がありました。

また、委員より当初予算には計上されていませんでした。今回この半年の間に、中で状況が変わってきたのかとの質疑に。課長から、なぜ今回9月の補正予算に、予算をというご指摘ですが、先日、8月4日に三浦区へ副町長以下、私どもがお願いにあがりました。その中でこういう考え方に基づき、検査をさせていただき、お話させていただいて、それを受け、今回、9月議会に予算計上させていただきましたとの答弁がありました。

また、委員より三浦区の皆さんのところへ調査に伺ってということですが、そういったことも考えて、三浦の皆さんの意見ですか。そのための検査ですかとの質疑に。

課長から、まず、環境行政ということで、全体的に捉えまして、計画的に施設等の適正な運営を図るために検査する必要があります。施設自体が適正に円滑に運営できるということを、大事なことと環境管理課として考えていますので、そのことを三浦区の皆さまにお話させていただきましたとの答弁がありました。

委員より、今、施設が耐えうるかどうかということと、4年間の中で改修が可能か、部 品の改修なのか、施設の改修なのか、どちらなのかという質疑に。

課長より、施設が耐えうるかどうか、その見地から検査させていただきたいのです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づきまして、適正に検査する必要があると第一に考えていますとの答弁でした。

また委員より、三浦の方々に対しての説明は、4年間耐えうるかということと、31年には、この施設は終わりますよ、違うところへいきますよという話し合いの上での改修なのかという質疑に。

課長から、新しい施設をつくるか。それとも改修するかという検討をしていただきたく、 判断材料として今回、この事業委託料を計上させていただきましたとの答弁がありました。 委員より、改修で耐えられるということは、4年間耐えられる改修をするのか。平成31 年には新築か改築か、公害防止協定には平成31年までの三浦区との協定書があるわけです。 平成31年が過ぎた時点で、31年以降は違う場所への新築をするということか、お伺いした

課長より、平成31年3月、4年間ということはもちろん踏まえていますが、業務を委託することですので、効果の高いことを狙います。10年可能なのか、20年可能なのかを業者には要求をしてまいります。それを踏まえて町で検討の上、三浦区の皆さん、議員の皆さんとともにご相談させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

いとの質疑に。

また、委員より、どうしてもなくてはならない施設です。住民、世間から見れば迷惑施設です。説明会を開くということは、あくまでももう少し改修してお金を入れて、ここで5,000万円、1億円かけたら、あと5年使えるという説明にいったのではないですかとの質疑に。

課長から8月4日、三浦区の役員9名の方に説明させていただきましたが、その時の説明で、今の施設の現状を把握したいので、検査をさせていただきたいというお話をいたしましたとの答弁がありました。

また、委員より、これはおそらく廃掃法に則って検査してきたのです。非常に修繕が出てきたから結局、事業団に検査してもらって、施設が今の状況では駄目ですよと診断が出た場合、改築か新築か修理かと考えていくわけではないですかとの質疑に。

課長より現状把握ということで、仮に4年間の短期、10年間の中期、20年間の長期の期間、改修した場合等の施設の運転が可能か。またどの程度費用がかかるかどうかについても調査しまして、理事者が総合的に検討判断していただくような資料を作成させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

以上で、環境管理課の質疑を終了し、次に、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補 正予算(第3号)、学校教育課分の審査を行いました。

質疑に入り、志子小学校が来年、赤羽小学校と統合するということで、志子小学校児童

に対するスクールバス29名乗りで、27名の児童が乗れるということでしたが、志子小学校の児童は全校で何人いますか。また、朝は始業時間にあわせて行くと思いますが、帰りは1年生から6年生までいるわけですから、どういう運行を予定しているのかお尋ねいたしますとの質疑に。

課長より、志子小学校の来年度の予定児童数は全部で9名です。帰りの運行については、 学校と協議していますが、2便は運行する方向で検討しますとの答弁がありました。また、 委員より、29人乗りを選んだ理由をお願いします。

課長から、志子小学校の児童だけで9名ですが、赤羽小学校の児童が12名います。全校 での教育活動、野外活動等で使用する予定ですとの答弁がありました。

また、委員より、備品購入のバス購入で756万5,000円計上していますが、だいたいどういう仕様のバスの購入を予定していますか。もう1点、運転手に関して一般競争入札になると本会議での説明を受けましたが、運転手ということは、いこかバスのように、交通会社に委託したバスを一般競争入札するのか。それとも幼稚園バスは個人で委託していると思いますが、そのようにするのですかとの質疑に。

課長より、いこかバスのような形で、ステップが下がるバスではありません。いこかバスに比べて安いバスになります。ステップは一定の高さになります。運転業務の入札方法ですが、幼稚園に関して一般競争入札で会社と契約をしています。運転手の個人契約は教育委員会ではしていません。仕様書に沿って基準を満たした会社に、入札に参加していただきたいと思いますとの答弁がありました。

また、委員より車両の入札されるメーカーはだいたい絞っていますか。756万5,000円は どういうふうに算出した金額ですか。それと見積りをとっていますか。もう1つ入札する 時には公告しますか。どこまで範囲を広げますか。公告して一般競争入札をしますかとの 質疑に。

課長よりこの予算計上用に見積りを依頼した会社は、日野自動車です。その見積り金額を計上しております。また、予算計上用にいただいた見積りの仕様に沿って、教育委員会で検討し、その仕様に見合うバスを購入したいと思います。この1社に限らず入札になると思います。最後、一般競争入札をいたしますとの答弁がありました。

以上で学校教育課を終わり、次に生涯学習課。

議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)、生涯学習課分の審査を行いました。

質疑に入り、委員より課長の追加説明で、美術展は2回の開催ということをお聞きしま したが、1回目に催しをやって、そういう効果が出たから、今回は支援していくという考 えでよろしいですかとの質疑に。

課長から、この美術展によって、地元の方々がそういうものに触れることによって、芸術とは、現代アートについて、よくわかっていただいたと思いますし、これが開催されたことによって、こんな芸術展、美術展が紀北町で行われたということで、町内外からかなり注目されて反響がありました。地域のこれからの芸術振興、文化振興に十分貢献できる行事ということで、今回、町としてそれなりの費用もかかりますので、支援をさせていただくものに値するものではないかということで、今回、補正をさせていただきましたとの質疑がありました。

委員より、今回、50万円の予算ということですが、昨年度は予算計上されていますかとの質疑に。課長から昨年度はアートの会の皆さんの会費、寄附金、企業の協賛金を集めまして、その経費をもって自主運営をされましたとの質疑がありました。また、委員より今回1回目を踏まえ、第2回目ということで、行政のほうが補助金をということで計上されているわけですが、50万円という経費は、規模的には第1回よりも第2回目は、こういう規模にしたいというなどということがありますかとの質疑に。

課長から、2回目を開催するにあたって、1回目の反響もあり出展希望者が増えています。1回目よりは出展者は数を多くということを見込んだ予算を立てられています。前回は60万円程度の予算で行いましたが、今回は100万円余りの予算を組まれたと聞いていますとの答弁がありました。

以上で、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)、教育民生常任委員会所管の審査を終了し、反対・賛成討論なし、採決に入り賛成多数、よって本案の当委員会関係部分について、原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の 審査を行いました。

質疑等ありませんでした。討論、採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の審査に入りました。

質疑なし、討論、採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り全員賛成、よって、本

案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の 審査を行い、質疑等ありませんでした。討論、採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に 入り全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

議案第61号 平成27年度紀北町水道事業特別会計補正予算(第1号)を審査いたしました。

質疑に入り、委員より10ページ簡易水道改良費は上里の委託料ということでしたが、どこに委託されるのか。どういうことを、どういう方法でされますか。そして、594万8,000円に至った理由について説明をお願いしますとの質疑に。

課長より、これは設計業務でありまして、上里地区の老朽化した配水管の布設替えを4 カ年間で行う計画です。予算額は当課の技師が算定していますが、これを競争入札にかけて契約をしますとの答弁がありました。

また、委員より、入札されるということですが、やはり町内にそういう技術をもった設計士などがおられ、なるべく町内の事業は町内の専門家がいればいいのですが、このようなことはどのようなところに委託される予定なのか、説明をお願いしますとの質疑に。

課長より、指名審査会等がありますので、財政課のほうで登録された業者がございます。 その中で金額に応じたランク等を検討していただきたいと思います。水道課自体がどのようにということはありませんとの答弁がありました。

また、委員より一般競争入札ではないのですかとの質疑に、一般競争入札ですとの答弁 がありました。

以上で、質疑を終わり、討論、採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分について、審査を行いま した。

質疑はなし、討論・採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り全員賛成。よって本 案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書の審査 を行いました。

質疑に入り、教材費の国が定めた基準に対して各地方で予算措置された比率のデータが 2007年度ですが、2014年度が出ているはずです。なぜ2007年度で出したか、お伺いします との質疑に、紹介議員より2014年度のデータが出ているのではないかということですが、 2007年度のデータではどうかということも思うのですが、請願者からは2007年度のデータ ができていないとのことで、これを基に請願の内容を確認したということで、こちらには データがないということですとの答弁でした。

また、委員より関連ですが、2014年度は三重県の予算措置は58.5%に止まり、各市町調べとなっているのですが、紀北町は2014年度は何%ぐらいなのですかとの質疑に、課長より教育委員会にはそういった資料は来てございませんとの答弁がありました。

また、委員より国庫負担制度の存続と更なる充実を求めるとなっていますが、中央教育 審議会での平成17年度の時でも、政府のほうでも堅持をするということで、かなり強い言 葉になっていますが、これは存続のままでよろしいですかとの質疑に。

紹介議員より請願者からは存続ということで聞いていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終わり、討論・採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り、全員賛成。よって本案は、採択するべきものとして決定いたしました。

採択の理由は、願意妥当です。

次に、請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について審査を行い、質疑として、委員より数字に関しての確認ですが、OECD加盟国中のデータ比較が可能な国が30カ国になっていますが、31カ国と出ていますので、その点をお伺いしますとの質疑に、紹介議員から現在のデータの中では、34カ国中、データがあるのは31カ国ですとの答弁がありました。

また、委員より当町においで、この請願の理由に該当する学級はないと思いますが、その点はどうですかとの質疑に、紹介議員より当町では、この請願に該当する状況ではないです。当町にはないのですが、賛同いただきたいという旨の請願ということで、それをくみ取っていただきたいと思いますとの答弁がありました。

また、委員から中身がどうのこうのではなくて、現状の問題があって、それに対しての請願であったらよいけど、当町は満たしているのであれば、なぜ他市町村のことも考えて審議しなければならないかと言いたい。ようはできるとか、できないとかいうことではないのです。現実、当町においてあるかないかということを基準に考えていただきたいとの質疑に、紹介議員から現状、紀北町内で問題になるようなことは起こっていないということはありますが、人数を見た中で起こり得るということもありますので、それを踏まえて今後ならないように、できる限り少人数で紀北町もやっていただきたいという願意をくみ

取っていただきたいということであります。このまま請願書を諮っていただきたいという 答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、反対討論として、委員より先ほど答弁の中でありましたが、これから起こり得る可能性があると。しかし、当町においては満たされておるということです。また、反対討論として、私が反対するのは少人数学級といっても、状況ではないのですから賛成することはできませんとの反対討論がありました。

賛成討論はありませんでした。

採決に入り賛成多数。よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。 採択理由は願意妥当です。

次に、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の充実を求める請願書について審査を行いました。

質疑に入り、請願の下段に昨年度から高等学校等就学支援金制度が導入されましたと書いてあります。新しい制度だと思いますが、詳しい説明をお願いしますとの質疑に、指導主事から高校の授業料のことなので、これまで無償だった時期もあったのですが、昨年度から家庭の所得に対して一定の所得以下の生徒について、授業料の免除申請を出した段階で免除されるような形が導入されております。そのことをさしていると思いますとの答弁がありました。

また、委員より、なぜ高等学校を入れているかわかりません。高等学校は県立で、請願を出すのであれば県会議員を介して県議会に出されたほうがいいと思いますとの質疑に、紹介議員より、高校生のことを盛り込まれているということですが、紀北町のほうからも、高校生に対する奨学金の絡みが出ています。奨学金の貸与の内容も、この請願書の中に入っているということで、高校生に対するものも入っていますとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論・採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り、賛成多数。よって本案は、採択するべきものとして決定いたしました。

採択の理由は、願意が妥当であると認める。

次に、請願第6号 防災対策の充実を求める請願書について審査を行いました。

内容説明の後、質疑に入り、委員より、当町においては非構造部材の耐震対策を天井等 の落下防止対策は行っていますとの質疑に、委員から当町の非構造部材の耐震対策等の状 況ですが、今、質疑のあったように、今年度で終われるというところで進んでいるという ことであります。 先ほど、津波高等の数字の件ですが、確かにデータが古いので、最新のデータにするものかということでありますけど、請願者からこのデータでということで請願を出させていただきましたとの答弁がありました。

また、委員より今まで耐震については100%実施しています。避難に対しても議会では 紀北町は十分にやっていると、紀北中学校も指摘されたところは全てやっていますという ことを言っています。校長会の会長も請願者になっていますが、紀北町はもう十分やって いますと言っている中で、行政に対する批判的な、まだ十分ではないという文言ではない ですかとの質疑に、紹介議員より、確かに紀北町の内容はしっかりと盛り込まれていない 点もあります。昨年まではまるっきり載ってないような文書でした。紀北町はかなり非構 造部材等の耐震対策について先進的に進んでいるということを、特に盛り込んでいただか ないと、という部分で、今年はその部分もちょっと短いのですが、入れさせてもらいまし た。文書は変えさせてもらっていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終わり、討論・採決に入り、反対・賛成討論なし、採決に入り、賛成多数。よって、本案は採択するべきとして決定いたしました。

採択の理由は願意が妥当であると認める。

以上で、本委員会に付託されました11案件について、審査の経過と結果について、項目 的に全てを報告させていただきましたので、よろしくお願いします。

以上、委員長報告を終わります。

# 東清剛議長

以上で、教育民生常任委員長家崎仁行君の報告を終わります。

### 東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

11時30分まで休憩します。

(午前 11時 16分)

#### 東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 東清剛議長

各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第53号 新町建設計画の変更についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、総務産業 常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

8番 入江康仁君。

# 8番 入江康仁議員

ちょっと確認ですけどね、議長。予算の中で、何やった、19ページ、19ページの関連で、 事業補助金の問題の100万のことで言っていた時にですね、報告では早田ヒロメ、この報 告書の中には、規約の中には早田ヒロメ協議会になっておるんですね。それで、報告は早 田ヒロメ研究所といったと思うんです。そやで、どちらが正しいか。 それで、この何ですか、役員一覧にも早田ヒロメ協議会となっておるんで、研究所と協議会というのは、ちょっとだいぶ意味も違ってくるんでね。どちらが正しいかだけ確認をいたしたいと思うんで、よろしく。

### 東清剛議長

総務産業常任委員長 玉津充君。

## 玉津充総務産業常任委員長

ただいま質疑についてですが、委員会ではですね、課長のほうの答弁で、早田ヒロメ研究会というふうに言われましたんで、私はその通り報告をしました。しかし、これを見ると確かに違っていますね。これは議長、これは担当課やないとわからない。

# 東清剛議長

今の件ですけど、名称のことですんで、武岡農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

ただ今の確認についてお答えさせていただきます。

確かに私、委員会の席上におきまして、早田ヒロメ協議会と申し上げるべきところを、 早田ヒロメ研究会と申し上げたと記憶もございます。ここで改めましてですね、訂正させ ていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

#### 東清剛議長

8番 入江康仁君。

#### 8番 入江康仁議員

もう1点、指摘したんで、きちっといきたいんで、今、研究会と言いましたけど、委員 長。委員長は研究所というとるんさ。これもそんなら、議事録的にも訂正してかないかん やろ。そこはどうですか、今、課長が研究会といったことで、委員長が研究所と言っとる んですよ。だから、これはあとでビデオを見てもらってもわかると思うんでね、そこのと こは委員長、研究会というところを協議会でいいんですね、そこだけ、所と会だけ。

#### 東清剛議長

玉津常任委員長。

#### 玉津充総務産業常任委員長

私が早田ヒロメ研究会ではなくて、研究所と読み間違ったんであれば、委員会で聞いた 言葉は、ヒロメ研究会です。それで、先ほどどちらが正しいかというのは、協議会が正し いということを課長から答弁させてもらってますんで、よろしくお願いします。

### 東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、教育民生 常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

次に、議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第6号 防災対策の充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

### 東清剛議長

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

(「な し」と呼ぶ者あり)

これより各議案の討論、採決に入ります。

### 日程第3

# 東清剛議長

討論を行います。

日程第3 議案第53号 新町建設計画の変更についてを議題といたします。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第53号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(全員挙手)

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

### 日程第4

### 東清剛議長

次に、日程第4 議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例を議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の賛成討論を行います。

子どもは地域の宝です。その宝を守り、育てている若い保護者の方を応援する、この一時預かり保育が来年度から実施されます。これは長年の課題でした。少子高齢化のわが町にとっては、なくてはならない施策であります。町立幼稚園の60年の長い歴史に、新たな一歩を踏み出すことになります。保護者の皆さんの多様な要望に応えたものでもあり、賛成いたします。さらに2年保育を求め、私の賛成討論とさせていただきます。

#### 東清剛議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

11番 奥村武生君。

# 11番 奥村武生議員

引き続いて賛成討論をいたします。

この条例は、いわゆる子育て支援の充実に一歩踏み出したものであるとして、評価をし

賛成するものであります。

なお、まだまだ百ある幾つかのうちの一歩にすぎないわけでありまして、例えば、かつて引本幼稚園の園長さんがおっしゃっていましたようにですね、3年保育に移行しなければならないし、子育て支援、あるいは若い母親をさらなる支援をしようと思えばですね、一時的なものでなく、三重県の13市町村がやっているような、定期的にもう5時まで預かる、あるいは6時まで預かるという制度も導入しなければなりません。そのことも付記して、今回、第一歩を踏み出したことについて賛成するものであります。

以上であります。

## 東清剛議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第54号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙 手願います。

(全員挙手)

#### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

#### 日程第5

#### 東清剛議長

次に、日程第5 議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

#### 7番 近澤チヅル議員

議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。 その1つは、この改正はマイナンバー制度の施行に伴う通知カードなどの再発行にかか る手数料が新たに定められております。マイナンバー法は赤ちゃんからお年寄りまで、住 民登録をしている人全員に、原則、生涯変えられない番号を付け、その人の納税や社会保 障給付などの情報を、国が管理し行政手続などで活用する仕組みです。

広報9月号で町民の皆さまにはじめて知らされましたが、皆さんはなんだかよくわからない、プライバシーが守れないなど、不安の声が多く広がって、私の元にも届いております。せめて年金機構の解決ができるまで延期すべきだと思います。また、この通知カードなどの再発行などは新たな町民負担にもなります。町民の皆さんから見れば、通知カードは行政側から一方的に送ってくるものです。

でも内容もわからず、その上、管理責任が町民一人ひとりに負わされます。また、もう 1つの今回の改正の中には、印鑑登録証のなくした時、再発行に新たに手数料200円が必 要になります。マイナンバー制度の実施に向けた便乗値上げではないかという思いが強く いたします。これらの再発行の条例は、町民の利益につながるとは思えませんので、反対 いたします。

以上です。

#### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 東清剛議長

次に、反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

# 東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

### 日程第6

# 東清剛議長

次に、日程第6 議案第56号 紀北町営住宅の一部を改正する条例を議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員拳手)

### 東清剛議長

全員賛成です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第7

### 東清剛議長

次に、日程第7 議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

#### 7番 近澤チヅル議員

議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算の反対の立場から討論を行います。この歳出では総務費、総合住民情報システム運営事業として、社会保障・税番号制度、マイナンバー施行に伴う個人番号等交付金関連経費が287万2,000円計上されております。このマイナンバー制度は、2013年5月消費税増税、社会保障一体改革の一環として成立されたものです。これを含む補正予算には賛成できません。

そして、もう1つ、歳入に印鑑証明の再発行に伴う予算9,000円が計上されておりますが、これも町民の利益につながるものとは思えず反対いたします。

以上の理由でございます。

#### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

11番 奥村武生君。

#### 11番 奥村武生議員

平成27年度紀北町一般会計補正予算(第3号)に、賛成の立場で討論するものでございます。

理由といたしましては、21ページの児童スクールバス運行事業の予算773万4,000円のバス運行事業に賛成するものでございます。赤羽地区には1つの小学校を残してほしいという地区、そして保護者の強い願いを実現すべく、小規模特認校制度導入について賛意を表するものであります。とかく集落の過疎化が進み、生徒が少なくなり、大きな学校へ統合するという考えは、小学校にあっては大きなデメリットを生ずるものであります。子どもは地域の温かい心で包み込んで育てていくということは、子どもの成長を考えた時、もっとも大切なことであります。

小学校は地域の人にとっても、外に出ていった人にとっても、心の故郷であります。集 落の発展なくして、紀北町の発展はないと考えます。ある人はこういうふうに言いました。 地元へ帰ってくれ帰ってくれとは言うが、小学校のない地区へ子どもを連れて誰が帰るのかという方もおりましたし、また、海山区から紀伊長島区へ嫁いだ、引本から嫁いだ方が将来、人口減があった場合、引本小学校の存続のうんぬんの話をした時に、涙を流して私の故郷がなくなるということもおっしゃっていました。

以上のことを鑑みた場合にですね、この特認スクールというのは、非常に大きな意味を 持っていると考えるものであります。

そして、集落に小学校をなくすることは、過疎化に拍車をかけ、町の破壊につながるものでもあります。その地域における学校の特色を理論化し、子どもたちを迎え入れる動機もすべきだと思うのであります。

赤羽小のこの試みは、大きなうねりをつくるものではないかと思います。そして、地域 の過疎化が進み、その影響もあって、児童が少なくなってきたから、規模の大きな学校に 統合しようという考えは守りの考えであり、間違っていると断言するものであります。

第1次産業の漁業、林業を発展させれば、若者が増え、子どもも増え、小規模校のデメリットは解消されると思います。海の幸あり、山の幸あり、川の幸ある紀北町から、県外から子どもたちを呼び込む、子どもは地域や国の将来を担い、家族にとって至宝であるわけです。今、私たちが、私が心を痛めていることは、せっかく生を受けた子どもが、すくすくと育つ環境に恵まれない子が、日本の中にはたくさんおります。悲惨な状態におかれていることがあるということもあります。

各集落に公営の児童養護施設をつくり、施策を展開すれば、子どもを救い、地域を救い、 ひいては国を救うことにつながる考える次第であります。小規模特認校のこの施策は、そ の可能性をつくるきっかけとなりうると考えるものであります。

よって、賛意をし賛成する次第であります。以上であります。

#### 東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 東清剛議長

賛成討論されるは方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

## 日程第8

## 東清剛議長

次に、日程第8 議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

## 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第58号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

## 東清剛議長

挙手多数です。

### 日程第9

## 東清剛議長

次に、日程第9 議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

## 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第59号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙 手願います。

(全員挙手)

# 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第10

### 東清剛議長

次に、日程第10 議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

#### 日程第11

# 東清剛議長

次に、日程第11 議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

## 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

## 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

## 日程第12

## 東清剛議長

次に、日程第12 議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

### (全員拳手)

## 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

# 東清剛議長

ここで昼食のため休憩いたします。

(午後 0時 01分)

# 東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

### 日程第13

# 東清剛議長

次に、日程第13 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第13 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

### 東清剛議長

多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

### 日程第14

#### 東清剛議長

次に、日程第14 請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

8番 入江康仁君。

### 8番 入江康仁議員

請願第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書に対して、 反対の立場で討論を行います。

本請願は過去から毎年、同趣旨の請願が提出され、紀北町議会においても採択し、意見を関係機関に提出いたしております。

私も昨年までは賛同させていただきました。しかし、今回、委員会での請願審査の中で、この願意の対象となる学校がないとの答弁があり、本町の現状に合致しないものがあるところを知りました。つまり、本町においては現時点において、国の制度を満たしているのです。いろいろ請願申請者の方々には、立場があろうかと思いますが、私は紀北町の町会議員であります。審査をする私たちの議員の立場もわかっていただき、本町の現状にあった請願等を出していただきたい。

また、本町においては、現在、少子化が進み、学校の適正規模、適正配置が検討されており、学校の統廃合問題も含め、多くの行政課題があると考えます。その課題を改善する

ための請願であれば、私も紀北町議会議員として、本町の子どもたちのために真剣に議論 し、頑張って取り組みたいと思いますが、昨年も同趣旨の請願を既に紀北町議会として採 択しており、本町の現状に合致しないと請願を、再び審議することについては、私は懸念 を抱きます。

このようなことからも、本町の教育課題を一番ご存じの方々が、提出者になっています ので、次回、請願される際は、本町の現状を改善するための請願としていただくことを希 望し、あえて今回は反対とさせていただきます。

以上、本請願に対する私の反対討論とさせていただきます。

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

次に原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

## 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第14 請願第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

## 東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

# 日程第15

### 東清剛議長

次に、日程第15 請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度

の拡充を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第15 請願第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

## 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

#### 日程第16

#### 東清剛議長

次に、日程第16 請願第6号 防災対策の充実を求める請願書を議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

8番 入江康仁君。

## 8番 入江康仁議員

請願第6号 防災対策の充実を求める請願書に対して、反対の立場で討論を行います。 本請願におきましても、委員会審査の中で、先ほど、請願第4号と同様に、本町の現状 を改善するものではないとのことでした。本町は前奥山町政から尾上町政の中で、校舎に よる耐震構造に対する対策は完了しています。避難路に対しても、各学校ごとの避難路を 確保して、ほぼ完了していると聞いております。

議会においても、避難訓練も十分にやっていると、前教育長の答弁もいただいております。この請願に賛成することは、現尾上町政が一生懸命やっている教育の施策を否定することになり、また、予算面で議員として認めてきたものを否定することになりますので、 賛成をすることはできないのであります。

先ほど、請願第4号の中でも申し上げたように、紀北町議会議員の私としては、山積みする本町の課題を優先して、議論をしていかなければならないと考えるからでございます。 次回の請願が本町の現状を改善するためのものであることを期待し、今回はあえて反対とさせていただきます。

以上、本請願に対する私の反対討論とさせていただきます。

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

## 東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第16 請願第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### 東清剛議長

ただいま請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることになります。 ここで、暫時休憩いたします。20分まで休憩いたします。

(午後 1時 10分)

## 東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 20分)

## 追加日程第1~追加日程第4

### 東清剛議長

先ほど請願が採択されたことにより、意見書案4件が提出されました。

これら4件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、日程に追加し、別紙議事日程のとおり、直ちに 議題とすることに決定しました。

### 東清剛議長

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第2号から追加日程第4 意見書案第5号までの4件につきましては、提案者より趣旨説明を求めるにあたり、一括して説明することを求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、提案者から一括して趣旨説明を求めることに決

定しました。

それでは、提案者から一括して提案の趣旨説明を求めます。 3番 奥村仁君。

# 3番 奥村仁議員

それでは、意見書案の説明をさせていただきます。

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

意見書案第2号

平成27年9月18日

紀北町議会議長 東 清 剛 様

提案者 紀北町議会議員 奥 村 仁 賛成者 紀北町議会議員 平 野 倖 規 賛成者 紀北町議会議員 樋 口 泰 生

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)

趣旨、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

理由、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが、制度の趣旨です。

1985年以降、義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率(措置率)が年々低下しています。2007年度における措置率の全国平均は65.3%(三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%)となっており、地域間格差も広がっています。2014年度、三重県内小中学校においては、総額で約7億円が教材費として

措置されましたが、これは地方交付税上の予算措置額の58.5%にとどまっており(各市町調べ)、まだまだ低い状況です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって 極めて重要なことであり、その時々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教 育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清 剛

内閣総理大臣 安倍晋三様 財務大臣 麻生太郎様

## 3番 奥村仁議員

続きまして、 意見書案第3号

平成27年9月18日

紀北町議会議長 東 清 剛 様

提案者 紀北町議会議員 奥村 仁 賛成者 紀北町議会議員 平 野 倖 規 賛成者 紀北町議会議員 樋 口 泰 生

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書(案)

趣旨、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と 教育予算の拡充をおこなうこと。

理由、三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級(下限25人)が実施されており、 その後も小学校2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人)と 他学年への弾力的運用等、拡充しています。少人数学級が実施されている学校では、「個 の学習状況を把握しやすい」「実技教科での安全面への配慮が細やかになる」等の教職員 や保護者の声があり、大きな成果をあげています。

一方、国においては、2011年4月の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現しました。

2015年度については、35人以下学級の拡充が措置されず、教育課題に対応するための定数改善も十分とは言えない状況です。国際的にみても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校で28人(経済協力開発機構(OECD)平均21人)、中学校で33人(同24人)と、平均を大きく上回っているのが現状です。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや「障がい」のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

6月2日の参議院文教科学委員会、3日の衆議院文部科学委員会においては、教育現場の実態に則した教職員定数の充実を求める決議が与野党全会一致で採決されています。

また、2011年における日本の教育機関への公財政支出の対GDP比は3.8%で、OECD加盟国中、データ比較が可能な30カ国において5年連続最下位で、加盟国平均の5.6%に遠く及びません。山積する教育課題の解決をはかり、子どもたち一人ひとりを大切にし、子どもたちの豊かな学びを保障するため、教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清 剛

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 下村博文様

#### 3番 奥村仁議員

続きまして、 意見書案第4号

平成27年9月18日

紀北町議会議長 東 清 剛 様

提案者 紀北町議会議員 奥村 仁 賛成者 紀北町議会議員 平 野 倖 規 賛成者 紀北町議会議員 樋 口 泰 生

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案) 上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案) 趣旨、子どもの貧困対策の充実と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由、近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。

2011年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.1%であり、経済協力開発機構(OECD)加盟国でデータのある31カ国中、30位となっています。(OECD平均12.9%)。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は30.5%で、OEDC平均の16.1%を大きく上回っています。

全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり(2012年度 厚生労働省)、三重県においても8.9人に1人の子どもが就学援助を受けています(2012年度 三重県)。厳しい状況におかれた子どもたちに寄りそう教育や、一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月に施行され、8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による 支援策が必要です。

高等学校段階においては、入学料、教材費、部活動のための経費等の保護者負担は重く、 学びたくても学べないという状況は依然大きな課題です。

昨年度から高等学校等就学支援金制度が導入されました。また、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されました。その一方で、貸与型の奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担になっているという課題も出てきています。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などにより一層の支援策が必要です。家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困 対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

内閣総理大臣 安倍晋三様 文部科学大臣 下村博文様

## 3番 奥村仁議員

意見書案第5号

平成27年9月18日

紀北町議会議長 東 清 剛 様

提案者 紀北町議会議員 奥村 仁 賛成者 紀北町議会議員 平 野 倖 規 賛成者 紀北町議会議員 樋 口 泰 生

防災対策の充実を求める意見書 (案)

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。 防災対策の充実を求める意見書(案)

趣旨、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策 の充実を図ること。

理由、三重県では学校構造部材の耐震化が着実に進められており、小学校・中学校の一部を残すのみとなりました。

一方、2012年9月4日、文部科学省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて、(中間まとめ)」を受け、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策については2015年度までの速やかな完了をめざして取り組むよう、各教育委員会等に要請しています。しかし、2015年4月現在、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については県内小中学校で100棟中8棟、県立学校132棟中1棟にとどまっていますし、2015年度中の計画においても全棟の完了はできない見込みです。また、それ以外の非構造部材の耐震対策も、県内で2014年度末において、幼稚園で33.3%、小中学校で36.9%、高等学校で17.2%、特別支援学校で18.8%にとどまっています。

さらに、三重県教育委員会の調査によると、2015年2月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「すべてできている」は40.5%(前年度比16.3%増)、校内のガラス飛散防止対策が「すべてできている」は22.8%(同6.6%増)となっています。

そのような中で、紀北町においては、2014年度・2015年度の2カ年で非構造部材の耐震

対策を完了するための予算措置が先進的に行われていますが、広い視野に立ち、三重県の子どもたちの安心・安全の確保を迅速に進めるために、国としての財政措置が求められています。

2012年8月29日、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、第2次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高および浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、三重県では鳥羽市で津波が最大27m、尾鷲・熊野市で最短4分で第一波が到達などとなっています。また、最大の死者数は約4万3,000人とされ、三重県が2005年にとりまとめた想定約4,800人を大きく上回るものとなりました。2013年5月28日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備にくわえ、防災教育をはじめとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしています。

学校は子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には県内の公立学校の91.3%が避難場所となる等、重要な役割を担っています。その安全確保は極めて重要であり、非構造部材への対策が急がれます。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清 剛

内閣総理大臣 安倍晋三様 文部科学大臣 下村博文様

以上です。よろしくお願いいたします。

#### 東清剛議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これより、各議案の審議に入ります。

# 追加日程第1

#### 東清剛議長

追加日程第1 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める 意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

# 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 追加日程第2

# 東清剛議長

次に、追加日程第2 意見書案第3号 教職員定数改善計画策定・実施と教育予算拡充 を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

#### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 追加日程第3

### 東清剛議長

次に、追加日程第3 意見書案第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。

(全員挙手)

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

## 追加日程第4

### 東清剛議長

次に、追加日程第4 意見書案第5号 防災対策の充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

# 東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

## 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

## 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

### 東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、定例会を閉会するにあたり、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、 許可することにいたします。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、提案いたしました案件につきまして、原案のとおりお認めいただき、ありがとうございました。

会期中に議員の皆さま方から頂戴いたしましたご意見等につきましては、その対応に留 意しながら町政運営にあたってまいりたいと考えております。

さて、紀北町にとって、本年は町制10年目の節目の年を迎えます。合併日の10月11日は 町制10周年式典を、また11月3日には記念イベントとして、町民大運動会も予定をしてお りますので、お忙しい中とは存じますが、是非ご参加くださいますようよろしくお願いを 申し上げます。

最後になりますが、季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や町民の皆さま方におかれましては、健康にご留意をいただきまして、実り豊かな秋となりますようお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

### 東清剛議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成27年9月紀北町定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は9月8日から本日までの11日間にわたり、議員の皆さま、町長及び職員の皆さまには慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、決算認定案件を審議するため、決算特別委員会が設置されたわけでありますが、 各委員の今後の慎重なる審議を望むものであります。

## 東清剛議長

それでは、これをもちまして、平成27年9月紀北町定例会を閉会いたします。

(午後 1時 50分)

地方自治法第 123条第2項の規定により下記に署名する。

平成27年11月30日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル